



知的財産に関する厳密な実証研究

STUDENT
CONTRIBUTION

4 SMEs ✓

EUの革新的潜在力を最大限に活用する

EUの復興と復元力をサポートする知的財産行動計画



著者: 欧州委員会

要旨執筆者: Tarcila Matos

要旨			
文書名	欧州委員会、「EUの革新的潜在力を最大限に活用する-EUの復興と復元力をサポートする知的財産行動計画」(コミュニケーション)、ブリュッセル、 COM(2020) 760 最終、2020年11月11日		
要旨執筆者	Tarcila Matos	日付	2020年11月30日

要約

このコミュニケーションにおいて、欧州委員会は、EUの革新的な潜在能力を最大限に活用するという目標を論じている。したがって、同コミュニケーションでは、欧州の知的資産を活用して復興につなげる方法、知的財産(IP)保護を強化する方法、特に中小企業によるIPの有効活用や導入の促進、及びIPで保護された資産へのアクセスや共有の簡易化をカバーする、欧州連合を支援するためのIP行動計画を定める。また、知的財産権の保護に関して、グローバルレベルでの知的財産権侵害及び公正な取扱いに関する話題も取り上げる。

キーワード

知的財産政策、中小企業

要旨

EUはすでに活気溢れる知的財産(IP)の枠組みを有している。しかし、このコミュニケーションでは、「必要に応じてEUの枠組みをアップグレードし、企業が発明や創造物を活用するのを助けるために、発明や創造物が経済及び社会全体に役立つよう、適切に調整された知的財産政策を導入することにより」長所を開発する必要があるとしている¹。

コミュニケーションでは、(a)「複雑かつ高コストであり、時に明確さを欠く手続を伴う」断片的な知的財産制度²、(b)知的財産の保護によってもたらされる機会を多くの中小企業及び研究が最大限に活用していないこと³、(c)知的財産へのアクセスを容易にする(技術の採用と普及を可能にする)ための手段の開発が不十分であること⁴、(d)デジタル技術を利用した偽造と海賊行為が依然と

¹ ページ 1。

² ページ 2。

³ EUの中小企業のうち、知的財産権を登録しているのはわずか9%である。ページ 3。

⁴ ページ 3。

して拡大していること⁵、(e) 世界レベルでの公正な取扱いが欠如していること、の5点を課題として挙げている⁶。

以上のような分野における問題を克服するために、欧州委員会は以下の提案を行った。

知的財産の保護強化

「単一効特許制度 (Unitary Patent system) を立ち上げることにより、革新者のための、迅速、効果的、かつ手の届く料金での保護ツール」へのアクセスを確保する⁷。ドイツ連邦憲法裁判所の最近の決定により、ドイツが統一特許裁判所協定を批准することが可能となった。その後、単一効特許制度の立ち上げも可能となる⁸。

また、同コミュニケーションは、工業意匠に関する EU の法律を現代化し、「より利用しやすくするとともに、デジタル及びグリーン経済への移行をより支援する」という欧州委員会の意向を表明している⁹。

欧州委員会は、補充的保護証明書 (SPC) の統一的な付与及び地理的表示 (GI) の保護に関する新たなアプローチの可能性についても評価している¹⁰。非農業製品を対象とした EU の GI 保護制度を創設する可能性も検討されている¹¹。

特に中小企業による知的財産の効果的な利用及び導入の促進

欧州委員会は、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) と協力して、知的財産権の登録及び戦略的な知的財産に関する助言を助成する資金援助制度 (新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受けた中小企業向け知的財産バウチャー) を提案する予定である。これは、EU の知的財産制度を利用するインセンティブの拡大を目的としている¹²。

また、欧州委員会は、「Horizon Europe プログラムにおいて、R&I プロセスのさまざまな段階にある革新的事業を支援する、オーダーメイドの知的財産に関するアドバイス」¹³も提案し、EUIPO と協力して、「知的財産に関する情報及びア

⁵ 同ページ。

⁶ ページ 4。

⁷ 同ページ。

⁸ 同ページ。

⁹ ページ 8。

¹⁰ ページ 5。

¹¹ ページ 8。

¹² ページ 11。

¹³ ページ 9。

ドバイスへのワンストップ・アクセス」を提供する予定である¹⁴。また、EUIPO が開発するプラットフォーム（欧州知的財産情報センター：European IP Information Centre）は、「知的財産に関する手続だけでなく、関連サービス（ドメイン名保護申請、社名登録など）についてのあらゆる関連情報へのアクセスを提供すると共に、中小企業にとって使いやすい申請システムを提供する」¹⁵。

知的財産権で保護された資産へのアクセスと共有の簡易化

知的財産のライセンス供与と共有を促進するために、特に著作権について、欧州委員会は「新たなライセンス供与手段及び強制的なライセンス供与を調整するシステムを通じ、危機の際に重要な知的財産を確実に利用できるように（2021-22 年）¹⁶」したいと考えている。

同コミュニケーションでは、「SEP の枠組みを明確化し、改善し、効果的な透明性確保のためのツールを提供することを目的とし、必要な場合には規制を含む可能な改革と組み合わせ、最も影響を受けるセクターにおいて、業界主導のイニシアチブを推進することによる SEP ライセンス供与の透明性と予測可能性（2022 年第 1 四半期）」の改善を論じている¹⁷。欧州委員会はまた、「法的確実性の向上及び訴訟費用削減の観点から、第三者による必須性検証にかかる独立したシステムの創設の検討」を意図している¹⁸。

さらに、データベース指令の権利の範囲¹⁹及び評価といった営業秘密指令の重要条項を明確化することにより、正当な利益を保護しつつデータへのアクセスと共有を促進することも目標としている²⁰。

IPR 侵害との戦い

知的財産権の侵害と戦うために、欧州委員会は、「デジタルサービス法を通じて、デジタルサービス、特にオンラインプラットフォームの責任を明確化・高度化し（2020 年第 4 四半期）、模倣品や海賊版への対策における欧州不正対策局（European Anti-Fraud Office、OLAF）の役割を強化し（2022）、権利保有者、仲介者、法執行当局間の連携活動、協力、データ共有に関する原則を定める模

¹⁴ 同ページ。

¹⁵ 同ページ。

¹⁶ 「欧州委員会は、危機の際に重要な知的財産を迅速にプールすることを奨励する方法を検討している。例えば、知的財産で保護された製品の生産を、用途変更による製造を含め迅速に拡大可能とすべく、重要な知的財産を適切に管理された方法で一時的に利用できるようにする新たなライセンス制度などである。」ページ 11。

¹⁷ ページ 14。

¹⁸ ページ 13。

¹⁹ 例えば、どのようなデータセットが「営業秘密」とみなされるかといった点である。ページ 13。

²⁰ ページ 14。

做対策 EU ツールボックス (2022 年第 2 四半期) を構築する」という目標を掲げている²¹。

世界レベルでの公正な取扱い

欧州委員会は、自由貿易協定 (FTA) を活用し、高い保護水準をもって「EU 内の企業に公平な競争の場を確保し、経済成長を促進する²²」ことを目的としている。

「欧州委員会は、改革を推進するために主要貿易相手国及び米国、中国、韓国、タイ、トルコ、ブラジル等の優先国との知的財産対話を十分に活用し、中国、東南アジア及びラテンアメリカにおいて技術協力を行う IP Key プログラムの範囲をさらに拡大する。²³」

また、コミュニケーションでは、ブランドの価値を保護するために、商標法に関するシンガポール条約への EU による署名を検討すべきであると強調している²⁴。

加盟国及びステークホルダーとの協働

この行動計画及びそれに含まれる多くの行動を実施するためには、すべてのステークホルダー並びに欧州議会及び理事会による支援と協力が必要となる。また、欧州委員会は加盟国に対して、「この行動計画に示された目的に沿って」自国の知的財産政策及び戦略を策定し、「経済回復を確保するために、知的財産の保護及び執行の改善を優先させる」ことも促している²⁵。

²¹ ページ 16。

²² ページ 17。

²³ ページ 17。

²⁴ ページ 18。

²⁵ ページ 19。